



# 鳩山町立地適正化計画 パンフレット (届出の手引き)

## 目次

1. 立地適正化計画とは	—1—
2. 鳩山町の立地適正化計画	—2—
3. 開発・建築行為の前に確認すべきこと	—3—
<1> 居住誘導区域外での開発・建築行為	—4—
<2> 都市機能誘導区域外での開発・建築行為	—6—
◆今宿地区(居住誘導区域・都市機能誘導区域)	—9—
◆鳩山ニュータウン地区(居住誘導区域・都市機能誘導区域)	—10—
届出様式記入例	—11—
届出様式	—17—



## 【お問い合わせ先】

鳩山町 まちづくり推進課 都市計画・都市施設担当  
〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16  
電話番号:049-296-5893

# 1. 立地適正化計画とは

## (1) 計画の目的と概要

立地適正化計画は、人口の急激な減少と高齢化、厳しい財政状況に対応するため、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、持続可能な集約型のまちづくりを目的とした計画です。

## (2) 「コンパクト」を実現させる2つの区域と、誘導する施設の設定

立地適正化計画には、以下の2つの区域と、そこに誘導する施設を設定します。

### 居住誘導区域

公共交通の利用圏や将来の人口見通し等を勘案したうえで設定する、居住を促進して人口密度を維持するエリア

### 都市機能誘導区域

居住誘導区域内において、日常的に必要なサービス施設を立地誘導するエリア

### ★ 誘導施設

都市機能誘導区域に誘導し、維持する施設。

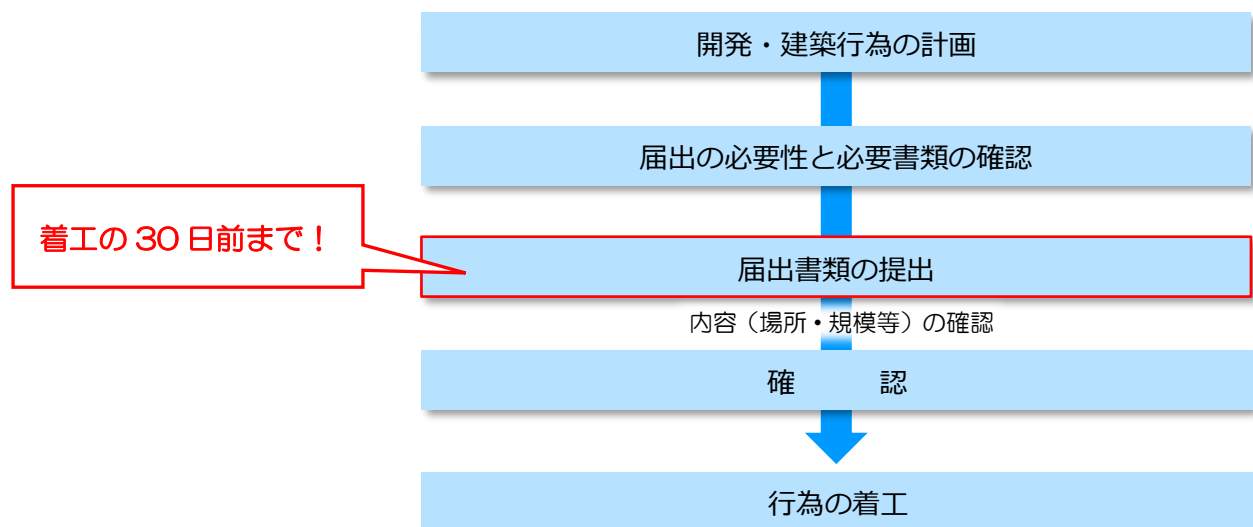
## (3) 立地適正化計画の策定で変わることに注意

立地適正化計画の策定で、**誘導区域外での開発・建築行為には事前の届出が必要**となります。

### 注 意

- ・ 開発・建築行為を行うエリア・規模により届出の有無・必要書類が異なります。詳細はP3以降をご確認ください。
- ・ 届出を行わず開発行為等を行ったり、虚偽の届出を行ったりした場合、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。(都市再生特別措置法第130条)

### 届出から着工までの流れ



※届出の提出後、行為の計画に変更があった場合は変更の届出が必要です。  
※都市再生特別措置法第88条及び第108条の規定に基づき勧告を行うことがあります。

## 2. 鳩山町の立地適正化計画

### (1) まちづくりの方針と将来都市構造

人口減少や高齢化を背景とした様々な町の課題を踏まえ、本計画におけるまちづくりの大目標を以下のように定めます。

#### まちづくりの大目標

### 誰もが安心して、いつまでも住み続けられるまち

大目標達成のための5つの基本方針と本町が目指す将来都市構造を以下のように設定します。

#### まちづくりの方針

1. 安定した福祉サービスの提供
2. 現在のサービス水準を維持するための人口密度の維持
3. 良好な居住環境の形成と既存ストックの活用
4. 歩いて暮らせる日常生活圏の形成
5. 安全性の確保

#### 将来都市構造



### (2) 居住誘導区域と都市機能誘導区域

都市の骨格となる2つの市街化区域（今宿地区、鳩山ニュータウン地区）を立地適正化計画における都市拠点と位置付け、以下の考え方・条件をもとに居住誘導区域・都市機能誘導区域を位置付けます。

#### 居住誘導区域の考え方

住宅地としての良好なインフラストックを活かすことを前提に、現在居住地として生活利便性の高いエリアにおいて、将来に渡っても良好な居住環境の維持・向上を図り、人口密度を維持していく区域を居住誘導区域とするため、以下の条件に係るエリアを居住誘導区域に設定します。

1. 基盤整備が既に行われている区域
2. 町の核に歩いてアクセスできる区域
3. 日常生活に必要なサービス施設を下支えする一定の人口密度が維持される地区
4. 居住誘導に適さないエリアの除外

#### 都市機能誘導区域の考え方

日常生活に必要なサービス施設が集積する「まちの核」からの高齢者徒歩圏、核をつなぐ沿道及びそれらに囲まれたエリアを都市機能誘導区域に設定します。

※鳩山町における居住誘導区域、都市機能誘導区域はP9～10のとおりです。

### 3. 開発・建築行為の前に確認すべきこと

#### (1) 事前に確認すべきこと

誘導区域外での住宅・誘導施設に係る開発・建築行為には事前の届出が必要となります。開発・建築行為を行うエリア・規模により届出の有無・必要書類が異なりますので、以下の項目をご確認ください。

#### 確認項目

- ①事前届出が必要となる場所
- ②事前届出が必要となる行為
- ③事前届出の時期（着工の30日前までに提出）
- ④（①②の確認により届出が必要だった場合）必要な届出書類

#### 届出の有無の確認

①届出が必要となる場所 ②届出が必要となる行為		居住誘導区域 内		居住誘導区域 ・都市機能誘導区域 外
		都市機能誘導区域 内	都市機能誘導区域 外	
開発行為	◆ <b>3戸以上の住宅</b> の建築を目的とする開発行為	不要	不要	<b>必要</b> ＜1＞
	◆1戸又は2戸の <b>住宅</b> の建築を目的とする開発行為で <b>1,000㎡以上の規模</b> のもの			
建築等行為	◆ <b>3戸以上の住宅</b> を新築しようとする場合	不要	不要	<b>必要</b> ＜1＞
	◆建築物を <b>改築</b> し、又は建築物の <b>用途を変更</b> して <b>3戸以上の住宅</b> とする場合			
誘導施設関係	◆ <b>誘導施設を有する建築物</b> に行う開発、建築行為	不要	<b>必要</b> ＜2＞	<b>必要</b> ＜2＞

※「住宅」とは戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

届出が必要な場合の詳細は以下をご確認ください。

☞ **＜1＞居住誘導区域外での開発・建築行為** . . . P 4

☞ **＜2＞都市機能誘導区域外での開発・建築行為** . . . P 6

# < 1 > 居住誘導区域外での開発・建築行為

## ①届け出が必要となる場所

居住誘導区域外（P9～10の居住誘導区域外）

## ②届け出が必要となる行為

### 【 目的 】

届出制は、町が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。

### 【 対象となる行為 】

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には原則として町長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第88条第1項）

### 開発行為

#### ◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

（例）

届出必要

3戸の  
開発行為



#### ◆1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で1,000㎡以上の規模のもの

（例）

届出必要

1,300㎡  
1戸の開発行為



不要

800㎡  
2戸の開発行為



### 建築等行為

#### ◆3戸以上の住宅の新築

#### ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

（例）

届出必要

3戸の  
開発行為



不要

1戸の建築行為



### ③事前届出の時期

開発・建築行為に着手する **30 日前まで** に町長へ届出を行うこととなります。（都市再生特別措置法第 88 条第 1 項及び第 2 項） なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

### ④必要な届出書類

届出は、あらかじめ定められている届出様式に、必要な図面・図書を添付し、**正本と副本の 2 部**を提出することで行います。

#### 開発行為

◆届出書・・・様式 1

#### ◆添付図書

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ②設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

#### 建築等行為

◆届出書・・・様式 2

#### ◆添付図書

- ①敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ②住宅等の 2 面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

#### 届出内容を変更する場合

◆届出書・・・様式 3

#### ◆添付図書

上記と同様

### 届出に対する町の対応

届出を受理した後、届出者に対し、勧告を行う場合は原則として 2 週間以内に通知します。

### 届出を要しない軽易な行為

都市再生特別措置法施行令第 27 条の規定により、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為、住宅の新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して住宅等とする行為については、届出を要しない場合があります。

## < 2 > 都市機能誘導区域外での開発・建築行為

### ①届け出が必要となる場所

都市機能誘導区域外（P9～10の都市機能誘導区域外）

### ②届け出が必要となる行為

#### 【目的】

届出制は、町が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

#### 【対象となる行為】

都市機能誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には原則として町長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条第1項）

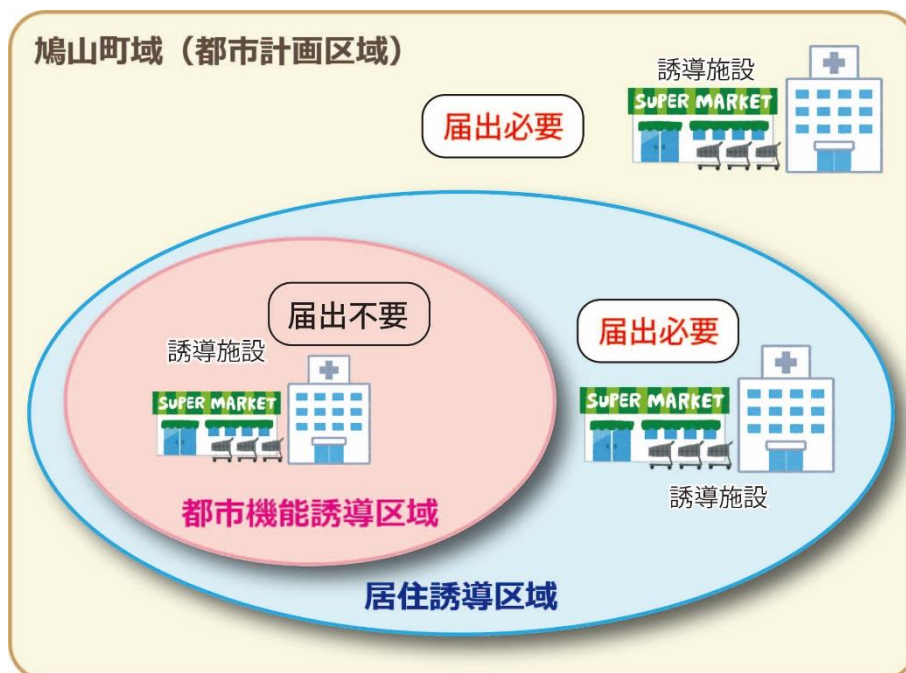
### 開発行為

- ◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

### 建築等行為

- ◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※届出の対象となる誘導施設は次頁（P7）をご確認ください。



【届出の対象となる誘導施設】

誘導施設	誘導施設の例	根拠法等	対象種類種別
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民の日常生活に必要な生鮮食料品や日用品を販売する店舗</li> <li>⇒ スーパーマーケット、コンビニエンスストア等</li> </ul>	—	—
金融施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入出金可能な銀行等</li> <li>⇒ 銀行、郵便局、信用金庫等</li> </ul>	銀行法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く）</li> </ul>
		信用金庫法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会</li> </ul>
		労働金庫法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫及び労働金庫連合会</li> </ul>
		農林中央金庫法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法に基づく農林中央金庫</li> </ul>
		株式会社商工組合中央金庫法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法に基づく商工組合中央金庫</li> </ul>
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科目に、内科・外科のいずれかを含む、病院、または診療所</li> </ul>	医療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第1条の5第1項に定める病院のうち、診療科目に内科、外科のいずれかを含むもの</li> <li>・ 法第1条の5第2項に定める診療所のうち、診療科目に内科、外科のいずれかを含むもの</li> </ul>
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問系施設</li> <li>・ 通所系施設</li> <li>・ 短期入所施設</li> </ul>	介護保険法 老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法に定める施設、事業の用に供する施設のうち、通所、訪問サービスの提供、短期入所等を主目的とする施設。</li> </ul>
子育てサービス提供施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所、認定子ども園等の児童預かり施設</li> <li>・ 一時預かり事業、小規模保育事業、または事業所内保育事業を行う事業所</li> </ul>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第2条第5項に定める保育所等</li> <li>・ 法第2条第6項に定める認定こども園</li> </ul>
		児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第6条の3第7項に定める一時預かり事業を行う事業所</li> <li>・ 法第6条の3第10項に定める小規模保育事業を行う事業所</li> <li>・ 法第6条の3第12項に定める事業所内保育事業を行う事業所</li> </ul>
行政サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町役場や出張所等、行政サービスの窓口機能を有する行政施設</li> </ul>	—	—



### ③事前届出の時期

開発・建築行為に着手する **30 日前まで** に町長へ届出を行うこととなります。（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項及び第 2 項） なお、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して届出することが望ましいとされています。

### ④必要な届出書類

届出は、あらかじめ定められている届出様式に、必要な図面・図書を添付し、**正本と副本の 2 部**を提出することで行います。

#### 開発行為

◆届出書 …… 様式 4

#### ◆添付図書

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上）
- ②設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

#### 建築等行為

◆届出書 …… 様式 5

#### ◆添付図書

- ①敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ②建築物の 2 面以上の立面図、各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図書

#### 届出内容を変更する場合

◆届出書 …… 様式 6

#### ◆添付図書

上記と同様

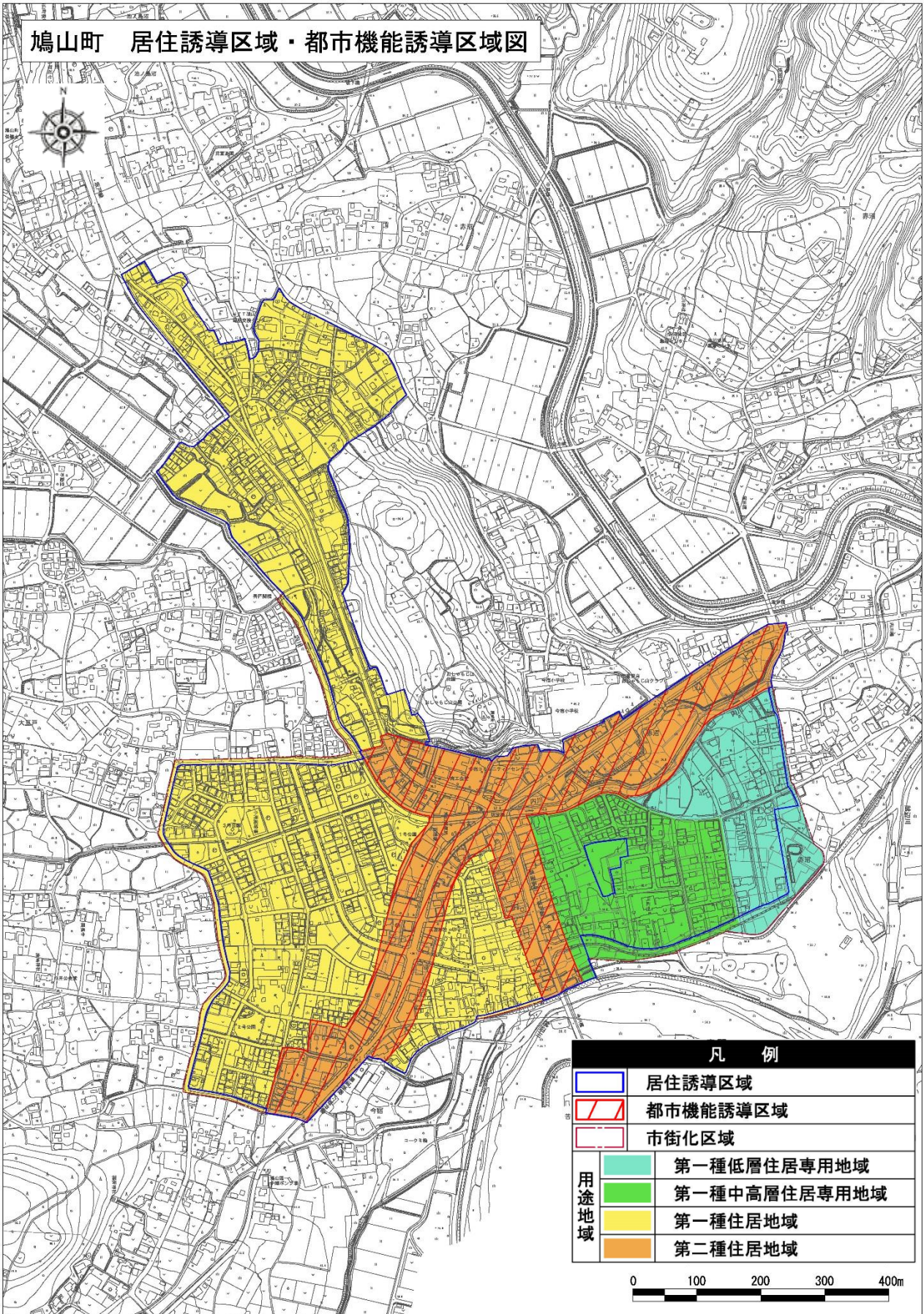
### 届出に対する町の対応

届出を受理した後、届出者に対し、勧告を行う場合は原則として 2 週間以内に通知します。

### 届出を要しない軽易な行為

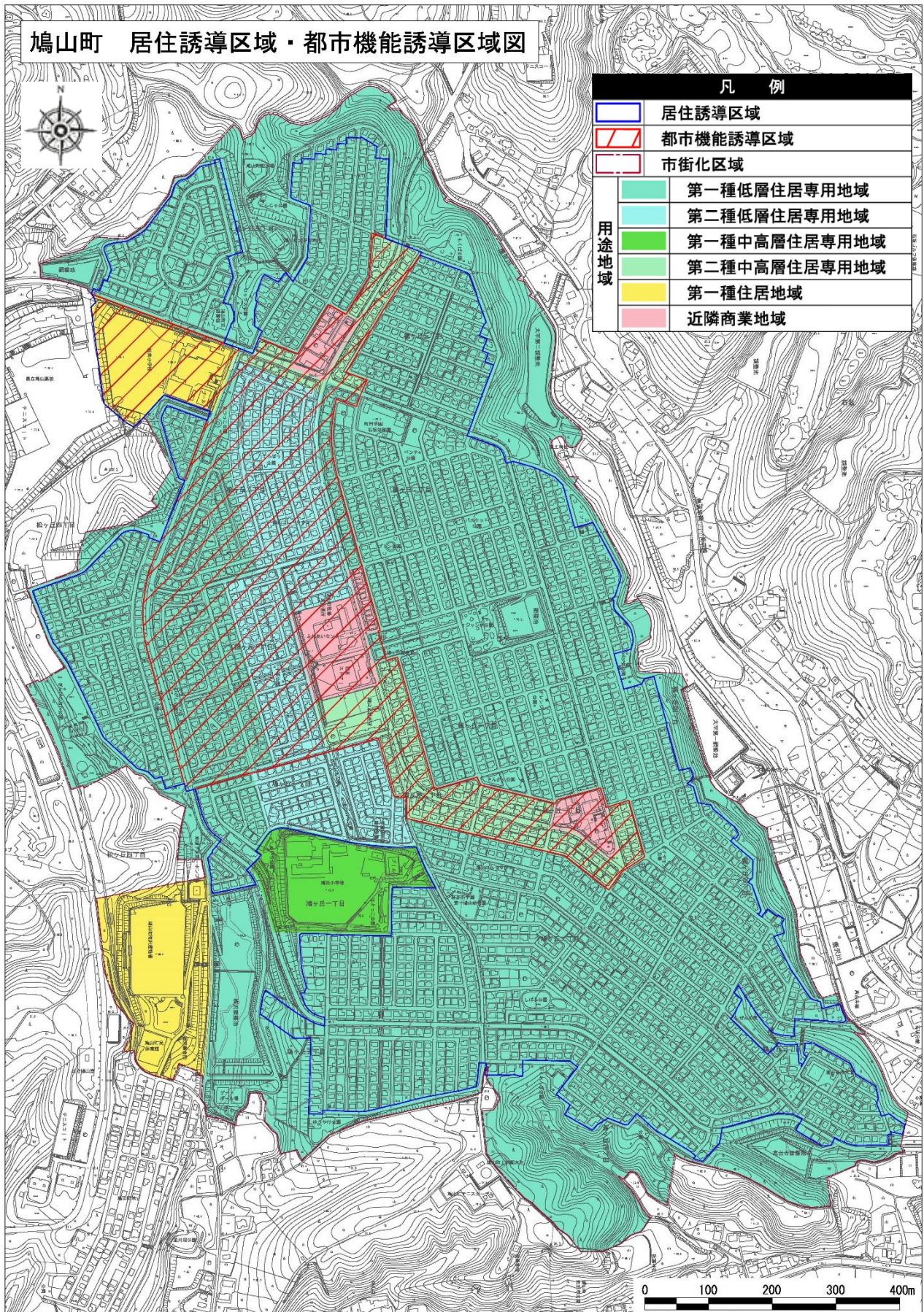
都市再生特別措置法施行令第 35 条の規定により、誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為については、届出を要しない場合があります。

# ◆今宿地区



# ◆鳩山ニュータウン地区

鳩山町 居住誘導区域・都市機能誘導区域図



〔届出様式記入例 1〕

(様式-1)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

平成 **29** 年 **8** 月 **1** 日 (※工事着手 30 日前まで)

鳩山町長 様

届出者 住所 **鳩山町大字大豆戸〇〇〇**

氏名 **鳩山 はと子**

**鳩山**  
印


開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	<b>鳩山町鳩ヶ丘〇丁目〇-〇</b>
	2 開発区域の面積	<b>8,000</b> 平方メートル
	3 住宅等の用途	<b>一般住宅・店舗</b>
	4 工事の着手予定年月日	平成 <b>29</b> 年 <b>9</b> 月 <b>1</b> 日
	5 工事の完了予定年月日	平成 <b>29</b> 年 <b>12</b> 月 <b>1</b> 日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) <b>30 区画</b>  <b>鳩山町大字赤沼〇〇〇</b> (連絡先) <b>(株)■■■設計 担当:〇〇</b> <b>電話:049-●●●●-●●●●</b>

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

## 〔届出様式記入例 2〕

(様式-2)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 { 住宅等の新築 } { 建築物を改築して住宅等とする行為 } { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }			について、下記により届け出ます。
平成 29 年 8 月 1 日 (※工事着手 30 日前まで)			
鳩山町長 様			
届出者 住所 鳩山町大字大豆戸〇〇〇			
氏名 鳩山 はと子			
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	鳩山町大字大豆戸〇〇〇	
	地目	宅地	
	面積	800	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	(着予定年月)	平成 29 年 9 月 1 日	
	(戸数)	7 戸	
	(連絡先)	鳩山町大字赤沼〇〇〇	
		(株)■■■設計 担当:〇〇	
		電話:049-●●●●-●●●●●●	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

## 〔届出様式記入例 3〕

(様式-3)

### 行為の変更届出書

(※工事着手 30 日前まで)

平成 29 年 8 月 10 日

鳩山町長 様

届出者 住所 鳩山町大字大豆戸〇〇〇

氏名 鳩山 はと子



都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

#### 記

1 当初の届出年月日 平成 29 年 8 月 1 日

2 変更の内容

- 住宅用区画数の変更(30 区画→28 区画)
- 着手予定年月日の変更(平成 29 年 9 月 1 日→同年 9 月 10 日)

(連絡先)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 29 年 9 月 10 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 平成 29 年 12 月 1 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

〔届出様式記入例 4〕

(様式-4)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

平成 **29** 年 **8** 月 **1** 日 (※工事着手 30 日前まで)

鳩山町長 様

届出者 住所 **鳩山町大字大豆戸〇〇〇**

氏名 **鳩山 はと子**

**鳩山**  
印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	<b>鳩山町鳩ヶ丘〇丁目〇-〇</b>
	2 開発区域の面積	<b>5,000</b> 平方メートル
	3 建築物の用途	◇◇◇
	4 工事の着手予定年月日	平成 <b>29</b> 年 <b>9</b> 月 <b>1</b> 日
	5 工事の完了予定年月日	平成 <b>29</b> 年 <b>12</b> 月 <b>1</b> 日
	6 その他必要な事項	(連絡先) <b>鳩山町大字赤沼〇〇〇</b> <b>(株)■■■設計 担当:〇〇</b> <b>電話:049-●●●●-●●●●</b>

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

〔届出様式記入例 5〕

(様式-5)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築  
}

 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

平成 **29** 年 **8** 月 **1** 日 (※工事着手 30 日前まで)

鳩山町長 様

届出者 住所 **鳩山町大字大豆戸〇〇〇**

氏名 **鳩山 はと子**

鳩山  
印

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	<b>鳩山町大字大豆戸〇〇〇</b>	
	地目	<b>宅地</b>	
	面積	<b>5,000</b>	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	<b>◇◇◇</b>		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) <b>平成 29 年 9 月 1 日</b>  <b>鳩山町大字赤沼〇〇〇</b> (連絡先) <b>(株)■■設計 担当:〇〇</b> <b>電話:049-●●●●-●●●●</b>		

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



## 〔届出様式記入例 6〕

(様式-6)

### 行為の変更届出書

平成 29 年 8 月 10 日

鳩山町長 様

届出者 住所 鳩山町大字大豆戸〇〇〇

氏名 鳩山 はと子



都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

#### 記

1 当初の届出年月日 平成 29 年 8 月 1 日

2 変更の内容

- ・面積の変更(5,000 m<sup>2</sup>→4,800 m<sup>2</sup>)
- ・着手予定年月日の変更(平成 29 年 9 月 1 日→同年 9 月 10 日)

(連絡先)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 29 年 9 月 10 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 平成 29 年 12 月 1 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## 開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

鳩山町長 様

届出者 住所

氏名

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数)  (連絡先)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 { 住宅等の新築 } { 建築物を改築して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } 年 月 日 鳩山町長 様 届出者 住所 氏名 印		
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	( 着 手 年 月 ) ( 戸 数 ) ( 連 絡 先 )	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年 月 日

鳩山町長 様

届出者 住所

氏名

印

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

(連絡先)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## 開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

鳩山町長 様

届出者 住所

氏名

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項 (連絡先)	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。  年 月 日  鳩山町長 様  届出者 住所  氏名 印		
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手予定年月日)  (連絡先)	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年 月 日

鳩山町長 様

届出者 住所

氏名

印

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

(連絡先)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。